

藤沢市みどり保全協働事業者選定評価表

評価対象 NO. 1

審査委員氏名

	評価項目	評価の着眼点 評価基準	評価点 (点数を記入)
1 応募事業者の活動実績に対する評価	緑地保全活動事業	緑地保全活動事業に対する活動実績を次の基準で評価する。 A：同種活動の実績が5年以上ある。（5点） B：同種活動の実績が5年未満ある。（3点） C：同種活動の実績がない。（0点） 【評価基準】 評価にあたっては、団体概要書内「活動内容・活動実績①」を基準とする。	
	養成講座事業	養成講座事業に対する活動実績を次の基準で評価する。 A：同種活動の実績が5年以上ある。（5点） B：同種活動の実績が5年未満ある。（3点） C：同種活動の実績がない。（0点） 【評価基準】 評価にあたっては、団体概要書内「活動内容・活動実績②」を基準とする。	
	環境調査事業	環境調査事業に対する活動実績を次の基準で評価する。 A：同種活動の実績が5年以上ある。（5点） B：同種活動の実績が5年未満ある。（3点） C：同種活動の実績がない。（0点） 【評価基準】 評価にあたっては、団体概要書内「活動内容・活動実績③」を基準とする。	
	普及啓発事業	普及啓発事業に対する活動実績を次の基準で評価する。 A：同種活動の実績が5年以上ある。（5点） B：同種活動の実績が5年未満ある。（3点） C：同種活動の実績がない。（0点） 【評価基準】 評価にあたっては、団体概要書内「活動内容・活動実績④」を基準とする。	
	支援事業	支援事業に対する活動実績を次の基準で評価する。 A：同種活動の実績が5年以上ある。（5点） B：同種活動の実績が5年未満ある。（3点） C：同種活動の実績がない。（0点） 【評価基準】 評価にあたっては、団体概要書内「活動内容・活動実績⑤」を基準とする。	
	地域精通度	活動実績を次の基準で評価する。 A：藤沢市内における活動実績がある。（5点） B：神奈川県内における活動実績がある。（3点） C：なお上記に該当しない場合加点しない。（0点） 【評価基準】 評価にあたっては、市内の履行実績を優先とする。	
	小計	（ / 30 ）	

	評価項目	評価の着眼点	評価点 (点数を記入)
		評価基準	
2 各事業の企画内容に対する評価	緑地保全活動事業	緑地保全活動事業に対する企画内容を5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
	養成講座事業	養成講座事業に対する企画内容を5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
	環境調査事業	環境調査事業に対する企画内容を5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
	普及啓発事業	緑及び生物多様性の普及啓発事業に対する企画内容を5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
	支援事業	支援事業に対する企画内容を5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
		小計 （ / 50 ）	

	評価項目	評価の着眼点	評価点 (点数を記入)
		評価基準	
3 企画提案における項目別評価	与条件の理解	地形、環境、地域特性等与条件の理解度、課題の解決方法について5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
	独自性	特筆すべき企画提案があった場合5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
	実現性	企画の実現性について5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
	分かり易さ	企画提案資料の分かりやすさについて5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
	説明力	提案内容の説明について5段階で評価する。 A：極めて良好（10点） B：良好（7点） C：普通（5点） D：やや不十分（3点） E：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
4 収支予算書の妥当性	業務コストの妥当性	提示した業務規模と見積価格の整合性について3段階で評価する。 A：業務量と価格に妥当性が認められ良好（10点） B：業務量と価格に妥当性が認められ普通（5点） C：上記に該当しない場合は加点しない。（0点）	
		小計 （ / 60 ）	
		合計 （ / 140 ）	

※各評価者の合計評価点が高い応募事業者から順に優先交渉権者、次点交渉権者として選定する。

※評価者の評価点平均が満点の50%（70点）を下回る場合には、優先交渉権者を選定しない場合があります。